

議会運営委員会次第

平成25年9月3日（火）

午前10時～

第3・4委員会室

開会【10：00】

- 1 前回会議内容の承認について【10：00～10：10】
- 2 平成25年第3回定例会の運営について【10：10～11：15】
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - ア 議案第61号から議案第84号
 - イ 議案第85号
 - (3) 電子採決に関する留意事項について
 - (4) 議事日程表について
 - (5) 決算審査特別委員会の設置について
 - (6) 追加議案について
 - (7) 一般質問通告書について
 - (8) 陳情について
 - (9) 意見書の取り扱いについて
- 3 その他【11：15～11：30】
 - (1) 所管事務調査（行政視察）の件について
 - (2) 議会視察の対応について
 - (3) 平成26年度議会費予算要望について
 - (4) その他

閉会【11：30】

平成 25 年流山市議会第 3 回定例会会期日程表 (案)

平成 25 年 9 月 日提出

| 月 日 | 曜日 | 内 容 | 月 日 | 曜日 | 内 容 |
|------|-------|---|-------------|-----------------|--|
| 9 月 | 5 日 木 | 本会議午前 10 時開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第 61 号から議案第 85 号 報告第 16 号から報告第 20 号 (議案上程・提案理由説明及び報告) 4 議案第 64 号 (質疑・委員会付託) 5 議案第 64 号 (委員長報告・質疑・討論・採決) 6 休会の件 | 16 日 | 月 | 休 会 (敬老の日) |
| | | 17 日 | 火 | 休 会 (総務常任委員会) | |
| | | 18 日 | 水 | 休 会 (教育福祉常任委員会) | |
| | | 19 日 | 木 | 休 会 (市民経済常任委員会) | |
| | | 20 日 | 金 | 休 会 (都市建設常任委員会) | |
| | | 21 日 | 土 | 休 会 (議案研究) | |
| | | 22 日 | 日 | | |
| | | 23 日 | 月 | 休 会 (秋分の日) | |
| | | 24 日 | 火 | 休 会 (議案研究) | |
| | | 25 日 | 水 | 休 会 (決算審査特別委員会) | |
| 6 日 | 金 | 休 会 (議案研究) | 26 日 | 木 | 休 会 (決算審査特別委員会) |
| 7 日 | 土 | | 27 日 | 金 | 休 会 (決算審査特別委員会) |
| 8 日 | 日 | | 28 日 | 土 | 休 会 (議案研究) |
| 9 日 | 月 | | 29 日 | 日 | |
| | | | 30 日 | 月 | |
| 10 日 | 火 | 本会議午前 10 時開議 1 市政に関する一般質問 | 10 月 1 日 | 火 | 休 会 (決算審査特別委員会) |
| 11 日 | 水 | 本会議午前 10 時開議 1 市政に関する一般質問 | 2 日 | 水 | 休 会 (総合調整) |
| | | | 3 日 | 木 | 休 会 (総合調整) |
| 12 日 | 木 | 本会議午前 10 時開議 1 市政に関する一般質問 | 4 日 | 金 | 休 会 (総合調整) |
| | | | 5 日 | 土 | 休 会 (総合調整) |
| | | | 6 日 | 日 | |
| | | | 7 日 | 月 | 休 会 (総合調整) |
| 13 日 | 金 | 本会議午前 10 時開議 1 市政に関する一般質問 2 追加議案上程 (議案上程・提案理由説明・採決) 3 議案第 61 号から議案第 63 号、 議案第 65 号から議案第 84 号 (質疑・委員会付託) 4 議案第 85 号 (質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任) 5 陳情の件 (委員会付託) 6 休会の件 | 8 日 | 火 | 本会議午後 1 時開議 1 議案・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決) 2 議案 (委員長報告・質疑・討論・採決) 3 追加議案上程 (議案上程・提案理由説明・採決) 4 発議上程 (提案理由説明・質疑・討論・採決) 5 所管事務の継続調査の件 |
| 14 日 | 土 | 休 会 (議案研究) | | | |
| 15 日 | 日 | 休 会 (議案研究) | | | |

8 月 27 日 (火) 全議員に対する議案説明会、全員協議会【午後 1 時 30 分～】
8 月 29 日 (木) 平成 25 年第 3 回定例会招集告示
8 月 30 日 (金) 一般質問通告受付【午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分】
9 月 2 日 (月) 一般質問通告受付【午前 8 時 30 分～正午】
9 月 3 日 (火) 議会運営委員会【午前 10 時～】
9 月 13 日 (金) 議会運営委員会【午前 9 時～】
10 月 8 日 (火) 議会運営委員会【午前 10 時～】

平成 2 5 年 流 山 市 議 会 第 3 回 定 例 会 議 案 付 託 表

平成 2 5 年 9 月 5 日 提 出

| 付託委員会名 | 議案番号 | 件 名 |
|-----------|-----------|---------------------------|
| 総 務 委 員 会 | 議案第 6 4 号 | 工事請負契約の締結について（鱒ヶ崎調整池築造工事） |

平成 25 年流山市議会第 3 回定例会議案付託表

平成 25 年 9 月 日提出

| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 |
|---------|----------|---|
| 総務委員会 | 議案第 61 号 | 平成 25 年度流山市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| | 議案第 62 号 | 流山市保険料等に係る延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| | 議案第 63 号 | 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 65 号 | 財産の取得について ((仮称) 鱈ヶ崎地区緑地用地取得) |
| 教育福祉委員会 | 議案第 66 号 | 平成 25 年度流山市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 67 号 | 平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 68 号 | 平成 24 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第 69 号 | 平成 24 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第 70 号 | 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 71 号 | 流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 72 号 | 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 |
|-------------|-------------|--|
| 市民経済 委員会 | 議案第73号 | 平成25年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第74号 | 平成24年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第75号 | 和解について |
| 都市建設 委員会 | 議案第76号 | 平成25年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第77号 | 平成25年度流山市公共下水道特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第78号 | 平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第79号 | 平成24年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第80号 | 平成24年度流山市水道事業会計決算認定について |
| | 議案第81号 | 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第82号 | 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第83号 | 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第84号 | 市道路線の認定について | |

平成 25 年流山市議会第 3 回定例会議案付託表

平成 25 年 9 月 日提出

| 付託委員会名 | 議案番号 | 件名 |
|---------------|----------|-----------------------------|
| 決算審査 特別委員会 | 議案第 85 号 | 平成 24 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について |

平成25年流山市議会第3回定例会

委員会審査報告書
(9月5日先議案分)

平成25年9月5日

流山市議会議長 海老原 功一 様

総務委員長 松田 浩三

総務委員会審査報告書

平成25年流山市議会第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 | 備 考 |
|--------|---------------------------|------|-----|
| 議案第64号 | 工事請負契約の締結について(鱈ヶ崎調整池築造工事) | | |

平成 25 年流山市議会第 3 回定例会日程表（第 1 号）

平成 25 年 9 月 5 日
午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 議案第 61 号 平成 25 年度流山市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 62 号 流山市保険料等に係る延滞金の割合の見直しに伴う
関係条例の整理等に関する条例の制定について
議案第 63 号 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 64 号 工事請負契約の締結について（鱒ヶ崎調整池築造工事）
議案第 65 号 財産の取得について（（仮称）鱒ヶ崎地区緑地用地取得）
議案第 66 号 平成 25 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第
1 号）
議案第 67 号 平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 1 号）
議案第 68 号 平成 24 年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
議案第 69 号 平成 24 年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
議案第 70 号 流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
議案第 71 号 流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
議案第 72 号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
議案第 73 号 平成 25 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 74 号 平成 24 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について

- 議案第 75 号 和解について
- 議案第 76 号 平成 25 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正
予算（第 1 号）
- 議案第 77 号 平成 25 年度流山市公共下水道特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 78 号 平成 24 年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入
歳出決算認定について
- 議案第 79 号 平成 24 年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決
算認定について
- 議案第 80 号 平成 24 年度流山市水道事業会計決算認定について
- 議案第 81 号 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 83 号 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 84 号 市道路線の認定について
- 議案第 85 号 平成 24 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
（議案上程・提案理由説明）
- 報告第 16 号 平成 24 年度健全化判断比率について
- 報告第 17 号 平成 24 年度資金不足比率について
- 報告第 18 号 専決処分の報告について
- 報告第 19 号 専決処分の報告について
- 報告第 20 号 専決処分の報告について
（説 明）
- 第 4 議案第 64 号 工事請負契約の締結について（鰯ヶ崎調整池築造工事）
（質疑・委員会付託）
- 第 5 議案第 64 号 工事請負契約の締結について（鰯ヶ崎調整池築造工事）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 6 休会の件

新流山橋の事業推進に関する意見書

つくばエクスプレス沿線地域の幹線道路となる「都市軸道路」のうち、流山市三輪野山地先の主要地方道松戸野田線バイパスとの交差点以西の江戸川渡河部を含めた区間は、流山橋の慢性的な渋滞が発生し、近隣市や地元自治会から当該都市軸道路の早期完成を希求する声が高まっている。

このような中、千葉県は、本年5月2日に橋梁取りつけ区間について、都市計画事業の認可を取得し、国からの交付金を活用した用地取得関連経費を予算化したところである。

よって、千葉県において新流山橋の完成に向け、以下のとおり事業の推進を要請する。

記

- 1 江戸川渡河区間の用地取得を早期に着手すること。
- 2 今後の事業スケジュールを明確にし、地権者及び周辺住民への情報提供など積極的な対応を図ること。
- 3 埼玉県と江戸川架橋のために必要な協議・調整を着実に進展させ、千葉県が新流山橋の事業主体となって早期に事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県流山市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
国土交通大臣 太田 昭宏 殿
国土強靱化担当大臣 古屋 圭司 殿

大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

一昨年の中日本大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生しています。そうしたなか、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「首都直下地震」および「南海トラフ巨大地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっています。

また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえます。さらに近年増えている局地的豪雨は地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしています。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋梁、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考えます。

よって、政府におかれては、以下の事項について早急な対策を講じるよう強く要望します。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災および発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆院で継続審議）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること
- 2 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること
- 3 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化学業の加速化に要する規制緩和および財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 月 日

シリアへの拙速な軍事介入の中止を求める意見書

内戦が続くシリアに対し、米国などが、政府軍が反政府勢力に化学兵器での攻撃をおこなったと一方的に断定し、軍事攻撃をおこなう構えを見せている。

化学兵器の使用は、誰によるものであれ、人道と国際法に反する重大な残虐行為であるが、事実の解明は現在、国連の調査団が進めている途上にある。

そうしたもとで、国連安保理の決議もないまま一方的に軍事攻撃を強行することは、明白な国連憲章と国際法違反であり、シリアへの攻撃計画に強く自制を求める。

今年は、イラク戦争開戦から10年目となる。フセイン政権が崩壊し戦闘が終結しても、開戦の理由だった大量破壊兵器は発見されなかった。一方で、多くの民間人、特に女性や子どもたちにも死傷者を出し、新たな憎しみや恨み、暴力による負の連鎖が拡大するなど深刻な事態を迎えているように、軍事介入では化学兵器問題を解決することはできない。

シリアは、化学兵器の全面禁止と全廃を義務付けた化学兵器禁止条約に加入していない数少ない国の一つであることから、国連こそが中心となり、シリアでの化学兵器使用をめぐる事実を明らかにすること、国際社会が一致して化学兵器の廃棄を迫るなど粘り強い国際社会による政治的対話の継続を行うこと、紛争当事者を交渉の席につかせるためのあらゆる外交努力を強めることこそが、シリア問題の解決の道である。

よって政府は、米国等による、シリアへの拙速な軍事介入に対し、強く自制を求めるとともに、国連による徹底調査やシリアへの化学兵器禁止条約加入促進、及び内戦終結に向けた外交努力をするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年10月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
官房長官 様
外務大臣 様
防衛大臣 様

千葉県流山市議会

高校授業料無償化の所得制限導入に反対する意見書

高校進学は、1960年代では50%台であったものが、1990年代初頭には95%を超え、就職条件や社会情勢を考えても高校への進学は、子どもたちにとって義務教育同様の意味を持っている。

ところが自民・公明両党は、高校無償化制度の所得制限導入について、来春（平成26年4月）実施を目指す方針を決めたと報道された。今秋の臨時国会にも関連法案が提出されるとのことである。

高校授業料の「無償化」は、父母や教職員らの長年の運動をうけ、民主党政権下の2010年4月に開始され、公立高校の授業料（原則として年11万8800円）を国が負担し、私立高校生の授業料も原則同額を就学支援金として負担してきた。

この結果、経済的な理由での高校中退者は、1647人（09年度）から945人（11年度）に減っており、効果が出始めた矢先の所得制限導入は、『社会全体で学びを支える』という教育無償化の理念を後押しすることにはつながらず、対象になるならないで、生徒たちに亀裂をうみ出しかねない。

そもそも、日本政府は、一昨年9月、高校・大学の段階的な無償化を定めた国際人権A規約13条の適用留保を撤回しており、「所得制限の導入は生徒、保護者、そして国際公約への裏切り」との国際的批判を招きかねない。日本の教育機関への支出総額は、2009年度、GDP（国内総生産）比3.6%と、経済協力開発機構（OECD）加盟国中で最下位であり、その平均5.4%と比較しても、相当な開きがある。一般政府総支出に占める教育支出も、OECD平均は13.0%にたいし、日本は8.9%と最下位となっている。

よって日本政府に以下のことを強く要望する。

記

- 1 高校授業料の「無償化」を継続し、所得制限を導入しないこと。
- 2 世界的な教育予算の低水準を大幅に改善し、次世代を担う子どもたちへの教育予算を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年10月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

米軍垂直離着陸輸送機オスプレイの飛行場配備拡大等に関する意見書

今年8月26日、アメリカ西部のネバダ州で訓練中の新型輸送機オスプレイが着陸に失敗した事故が発生した。これは、昨年7月19日、全国知事会において「安全性について大きな懸念」を抱き「配備と飛行訓練等について関係自治体の意向を十分尊重するよう」と採択された緊急決議の重要性を裏付ける事態といえる。

沖縄県では『総意』ともいえる形で、配備に反対していたにもかかわらず、米国政府と日本政府は、沖縄県に米軍垂直離着陸輸送機オスプレイを配備した。戦後68年、米軍基地の過重負担に苦しんでいる沖縄県民の「負担軽減」どころか、県民が強く望んでいる「一日も早い危険性の除去」に逆行するものである。同時に、今年8月の米軍ヘリ墜落事故後1週間足らずで、オスプレイの追加配備に踏み切ったことは県民感情を逆なでするものである。

さらに、大阪橋下市長による大阪府八尾空港へのオスプレイ配備発言に加え、米太平洋空軍のカーライル司令官が7月29日、空軍仕様のCV22オスプレイの有力な配備候補先として、首都圏の横田基地（東京都福生市など）を名指しするなど、オスプレイの飛行や訓練、配備先を日本全土へ拡大させようとしており、日本の主権と、日本国民の安全・安心に関わる重大問題である。

そもそも米国では、オスプレイの配備にあたっては数年にわたる環境影響評価が義務づけられており、ニューメキシコ州では住民の反対運動を受け、オスプレイCV22の低空飛行訓練が棚上げされるなど、米軍の自由勝手な振る舞いは認められていない。

よって政府に対し、以下のことを強く求める。

記

- 1 米軍垂直離着陸輸送機オスプレイの飛行場の配備拡大を認めないこと。
- 2 オスプレイの配備や飛行訓練に対し、自治体や国民の反対・異論が相次いでいる現状を鑑み、拙速で強引なオスプレイ配備・飛行訓練をしないよう米国政府に要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年10月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
官房長官 様
外務大臣 様
防衛大臣 様

千葉県流山市議会

来年4月の消費税8%の中止を求める意見書

2014年4月からの消費税増税の判断材料である、内閣府の4月から6月期の国内総生産（GDP）速報値が発表された。経済成長率が名目・実質ともにプラスになったものの、民間設備投資は6期連続のマイナスとなっている。消費支出の伸びは「電気・ガス代の値上がりなどで消費支出が増えただけ」とも言われており、雇用者報酬の伸びは前期を下回っている。

政府が「経済状況等を勘案して」と言うのなら、国民の暮らしを直視し、消費税の増税は断念すべきである。

消費税率が2014年に8%、15年10月に10%に引き上げされれば、国民の負担増は13.5兆円にもなる。それだけ購買力が奪われることになり、経済への影響は1997年の消費税増税の際の教訓が示すように、日本経済に重大な影響を与えることは明らかである。これだけ、非正規・不安定雇用が蔓延するもとの増税は、暮らしも地域経済も取り返しのつかない打撃を受けることになる。

さらに、低所得者ほど負担が重く逆進性のある消費税が増税されるなら、貧困と格差は一層拡大し、流山市の経済も税収も深刻なものとなる。

消費税そのものへの賛否や増税そのものへの賛否、増税時期・割合の賛否など立場は大きく異なっても、この時期に3%もの増税を国民と日本社会に強いることへの深刻な影響を懸念する声が広がっている。よって、本市議会は国に対し、来年4月の3%増税、つまり消費税8%はやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年10月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
経済産業大臣 様
官房長官 様

千葉県流山市議会

流山市内の県立高校に早期のエアコン設置を求める意見書

猛暑が続く中、県立高校の生徒や保護者、教員から「高校にもエアコンを設置してほしい」という願いが広がっている。

千葉県高等学校教員組合の調査によれば、市立及び定時制も含む県内147校中101校で設置されている（設置率69%）。しかし、流山市内の県立高校では、流山南高校のみ（設置率25%）という事態であり、大幅に遅れている。

この格差の原因は、そもそもエアコンが県立高校の備品の一部であるにもかかわらず、毎年の電気代や維持管理費だけでなく、エアコンそのものの購入及び設置の全経費を保護者負担に依存しているからである。

神奈川県や高知県では、すでにPTA等により設置したエアコンについては公費により買い取り・リース方式への切り替えを順次進め、新設は公費負担でエアコン設置を進める取り組みが続けられている。

『エアコン=贅沢』という時代ではなく、夏休み期間中でさえ、多くの生徒が補習で高校に通っている実態からもあわない。実際、市内の県立高校では、秋に行われる農業検定に向けて、夏休み期間中も毎日、生徒は学校に通い、午前中の早い時間から夕方5時まで勉強しており、「日中35度、36度を越えた日は昼食を食べる元気も気力も失せてしまう」との声が聞かれている。

未来を担う子どもたちがしっかり勉強できる教育環境整備は大人の責務であり、県立高校における格差是正にむけ千葉県は本腰を入れるべきである。

そこで、千葉県に対し、以下のことを強く要望する。

記

- 1 流山市内の県立高校へのエアコン設置は、公費負担により早期に実施すること。
- 2 全県下の県立高校については、エアコン設置を公費負担に順次切り替えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年10月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会

東京電力福島第1原子力発電所事故による損害賠償請求権の時効期間を延長する特別措置法の制定を求める意見書

福島原発事故から2年半が過ぎたが、事故は収束の見通しが立たず、高濃度の大量の汚染水の海への流出も続いている。事故により住まいと仕事と生業を失い、故郷を追われた人々の苦難は、まだ解決の目途が立っていない。

多くの被災者は、東電に対して行った損害賠償のわずかな仮払いなどに頼って暮らしを成り立たせてきたが、その損害賠償の時効の時期が、早くも2014年3月にやって来ようとしている。

原発事故の後の混乱、また損害賠償手続きの煩雑さなどによって、これまでに賠償手続きに着手できたのは、多くの被害者の内のごくわずかな者にとどまっている。そもそも被害の実態すらまだ明確にはなっておらず、汚染水問題が示すように被害は、さらに拡大することが懸念されている以上、損害賠償の請求はむしろこれからの話しである。

こうした中で、民法が規定する時効時期をそのままにしていれば、2014年3月に向けて原子力損害賠償紛争解決センターや裁判所の事務的処理能力を超える賠償請求が殺到するか、もしくは大きな被害を被っているにもかかわらず賠償請求に間に合わない大量の被害者を取り残してしまうことにならざるを得ない。

先の通常国会で時効を中断する法律が成立したと伝えられているが、その法での時効中断は、和解仲介手続きへの申し立てを行った者で、その仲介が決裂して1ヶ月以内に訴訟を提起した者のみという厳しい要件が課せられている。

今回の原発事故は、収束にどれくらいの年月を要するか定かでない未曾有の大事故である。その事故には何の責任もない何十万人、何百万人という人々が、長期にわたって困難な生活を強いられようとしている。そうした人々の賠償請求が来年3月以降は門前払いになってしまうという不合理は、何としても避けなければならない。そのためには、民法の消滅時効の期間延長、そして事故後の一定期間後に明らかになった損害については、その時点を時効期間の起算時期とするなどの立法措置が必要とされている。

以上の理由から、以下に示す内容を含む特別措置法の制定を国会と政府に強く求めるものである。

記

- 1 原発事故による被害の賠償請求権の行使について3年間の消滅時効を適用しない。
- 2 事故時から20年間の除斥期間（権利行使が出来なくなる期間）を適用しない。
- 3 全ての被害者が過度の負担無く損害賠償請求できる十分な権利行使期間を定める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2013年 月 日

| | | | |
|--------|----|----|---|
| 衆議院議長 | 伊吹 | 文明 | 殿 |
| 参議院議長 | 山崎 | 正昭 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍 | 晋三 | 殿 |
| 復興大臣 | 根本 | 匠 | 殿 |

平成26年度議会費予算要望書（議会運営委員会用）

別紙11

委員氏名(

) 提出締切【10月4日】

| NO | 要望項目 | 理 由 | 金 額 (※出来る限り積算根拠記入) |
|----|------|-----|-----------------------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |